

多賀城市の融資制度をご活用ください！！

◇中小企業者融資制度

この制度は、中小企業の方々の金融の円滑化を図ることにより、経営の安定と健全な発展に役立てることを目的にしています。

市内に住所のある中小企業の方が、事業資金を必要とする場合、融資のあっせんと助成を行うものです。

令和8年6月1日現在

中小企業振興資金			
融資対象者	1：法人：多賀城市内にある主たる事務所・事業所を有している方 個人：市内に住所を有している方で、同時に多賀城市内で事業を営んでいる方 2：市税を完納していて、保証協会の代位弁済を受けていない方 3：事業を堅実に営んでいること 4：金融機関から取引停止を受けていない方		
融資額	運転資金・設備資金合わせて 2,000万円以内		
利率	1.7%		
融資期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 ※運転資金、設備資金併用の場合は、運転資金の期間（7年以内）とします。		
保証人	法人の場合は、当該法人の代表者の方（場合によっては、必要ありません。） 個人の場合は原則として必要ありません。		
担保	必要な場合があります。		
信用保険料	宮城県信用保証協会所定 多賀城市が全額保証します。 ※事業者選択型経営者補償非提供制度利用時の上乗せ分は事業者負担です。		
必要書類	①中小企業振興資金融資あっせん申込書 ②保証料補給申請書		
	③信用保証委託申込書 ④個人情報の提供に関する同意書		
	⑤申込人（企業）概要 ⑥信用保証依頼書 ⑦各種許認可書の写し		
	⑧見積書（設備資金の場合） ⑨不動産登記簿謄本（担保が必要な場合） ⑩印鑑証明書		
	法人 ①市税完納証明書 ②現在事項全部証明書 ③確定申告書の写し		
	個人 ①住民票の写し ②市税完納証明書 ③確定申告書の写し		
	保証人 ①住民票の写し ②市税完納証明書 ③印鑑証明書		
	※必要書類については、金融機関又は、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。 ※条件変更の際に完納証明書を確認します。		
取り扱い金融機関			
七十七銀行多賀城支店	364-7741	杜の都信用金庫多賀城支店	364-4646
七十七銀行下馬支店	367-5865	仙台銀行多賀城支店	366-1377
七十七銀行高砂支店	368-8191	北日本銀行多賀城支店	365-3281

お問い合わせは、**多賀城市都市産業部産業振興課**

TEL 368-4204